

(1)急増する輸入貨物への対応く3>



2023年10月13日 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 案件概要



区分	概。要	第1回通関業務SWG提示済
1. 検討項目	急増する輸入貨物への対応	
2. 変更要望	通販貨物等であることを申告情報から特定し、輸入貨物の類型を考慮したる審査・検査を実施する必要があることから、輸入申告項目に「通販貨物にフォームを利用して販売した通販貨物の場合は「プラットフォームの名称等」を必須項目として追加することとなった。	該当するか否か」(プラット
3. 次期仕様	「輸入申告事項登録(IDA)」業務、「シングルウィンドウ輸入申告事項登マニフェスト通関申告(MIC)」業務及び「海上簡易輸入申告(SDC)」目を追加し、政令改正により新設された申告項目を入力可能とする。 ※上記の他、対象業務は、検討後、お知らせします。 ⇒次スライドを参照	



変更概要①

申告項目追加による変更対象業務は以下のとおり

第1	引通関業務SWG提示 流
	(赤字箇所変更)

No.	業務コード	業務名						
1	IDA	輸入申告事項登録						
2	IDA01	輸入申告変更事項登録						
3	IDB	輸入申告事項呼出し						
4	IDD	輸入申告変更事項呼出し						
5	IDC	輸入申告						
6	IDE	輸入申告変更						
7	MWA	石油製品等移出(総保出)輸入申 告事項登録						
8	MWA01	石油製品等移出(総保出)輸入申 告変更事項登録						
9	MWB	石油製品等移出(総保出)輸入申 告事項呼出し						
10	MWD	石油製品等移出(総保出)輸入申 告変更事項呼出し						
11	MWC	石油製品等移出(総保出)輸入申 告						

No.	業務コード	業務名						
12	MWE	石油製品等移出(総保出)輸入申 告変更						
13	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録						
14	SWB	シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し						
15	SWC	シングルウィンドウ輸入申告						
16	MIC	輸入マニフェスト通関申告						
17	MIE	輸入マニフェスト通関申告変更						
18	MID	輸入マニフェスト通関申告呼出し						
19	ССВ	通関士審査内容呼出し						
20	IID/IID0W	輸入申告等照会						
21	SDC	海上簡易輸入申告【新規】						
22	SDE	海上簡易輸入申告変更【新規】						
23	SDB SDD	海上簡易輸入申告呼出し【新規】						



変更概要① (続き)

第1回通関業務SWG提示済

申告種別コード欄がある変更対象業務について、申告項目追加の内訳は以下のとおり

業務コード	申告種別コード	項目追加
	C:輸入申告(申告納税)	0
	F:輸入申告(賦課課税)	0
	Y:輸入申告(少額関税無税) (航空のみ入力可)	0
	H:輸入(引取)申告	0
	N:特例委託輸入(引取)申告	0
	J:輸入(引取·特例)申告	0
	P:特例委託輸入(引取·特例) 申告	0
	S:蔵入承認申請	×
IDA	M:移入承認申請	×
	A:総保入承認申請	×
	G:展示等申告	×
	K:蔵出輸入申告(申告納税)	0
	D:蔵出輸入申告(賦課課税)	0
	U:移出輸入申告(申告納税)	0
	L:移出輸入申告(賦課課税)	0
	B:総保出輸入申告(申告納税)	0
	E:総保出輸入申告(賦課課税)	0
	R:蔵出輸入(引取·特例)申告	0

業務コード	申告種別コード	項目追加
TD 4 O 1	T:特例申告	×
IDA01	V:特例委託特例申告	×
	C:輸入申告(申告納税)	0
	F:輸入申告(賦課課税)	0
	H:輸入(引取)申告	0
	N:特例委託輸入(引取)申告	0
SWA	J:輸入(引取·特例) 申告	0
SWA	P:特例委託輸入(引取·特例)申告	0
	S:蔵入承認申請	×
	M:移入承認申請	×
	A:総保入承認申請	×
	G:展示等申告	×



変更概要②

審査区分欄に「1Y」を表示)

対象業務に追加する項目は以下を想定している(「輸入申告事項登録(IDA)」業務の例)

第1回通関業務SWG提示済 (赤字箇所変更)

【廾】	世部 】					
項 番	項目名	属性	桁数	繰返 し数	入力内容	入力条件
1	運送場 所識別	an	1	2 1 /	関税法施行令(以下、「施行令」という)59条1項5号柱書の条件に該当するか否かを入力する	・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場所であるため <u>該当しない場合…「C」を入力</u>
入力項目の2回繰返し は取り止め(以下、項 番®まで同様)			《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の 許可(中略)がされた後に運送される 場所が定められている場合(その場所 が二以上ある場合には最後に運送され る場所とし、第一号に規定する住所又 は居所と異なる場合に限る。)には、次 に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約 によりその場所において貨物の引渡し を受ける者の氏名若しくは名称	 ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められていないため該当しない場合…「N」を入力 ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められているため該当する場合 【該当の運送先が1か所の場合】…「T」を入力 ⇒ 項番②~⑨の運送場所の所在地及び名称等を必須入力(一部任意入力) 【該当の運送先が2か所以上の場合】…「M」を入力 ⇒ 複数の運送先のうち1か所について、項番②~⑨の運送場 		
					/ 気示を行う (区分1 (簡易 控及び輸入許可通知書の	所の所在地及び名称等を必須入力(一部任意入力)。その他の運送先については、「申告添付登録(MSX)」業務にて添付(詳細は次ページ)



変更概要②(続き)

【共通部】

第1回通関業務SWG提示済 (赤字箇所変更)

L → C J	世市り】					
項 番	項目名	属性	桁 数	繰返 し数	入力内容	入力条件
2	運送場所の所在地(郵便番 号)	an	7	2 1	施行令 59条1項5号柱書の 条件に該当する場合に、同号イ に規定されている、貨物が運送	・項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を 入力した場合、必須入力 ※ 項番②「運送場所の所在地(郵便番
3	運送場所の所在地1(都道 府県)	an	15	2 1	される場所の所在地を入力する 《施行令 59条1項5号》 貨物に係る運送契約において、輸	号)」欄及び項番⑥「運送場所の所在地 4 (ビル名ほか)」欄は任意入力(所在地 4 (ビル名ほか)は、所在地 3 (町域名・番
4	運送場所の所在地 2 (市区 町村(行政区名))	an	35	2 1	入の許可(中略)がされた後に運送される場所が定められている場合(その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一	地)までに入力しきれない場合に入力) ・「M」を入力した場合、複数の運送先のうち主 たる貨物の運送先1か所について入力し(項 番⑦~⑨も同様)、他の運送先については、
5	運送場所の所在地 3 (町域 名・番地)	an	35	る場合に限る。)には、次に掲げる あらかじめ税関が指定した 事項 並び順で所在地及び名称 イ その場所の所在地 「申告添付登録(MSX)	る場合に限る。)には、次に掲げる あらかじめる 並び順で見	あらかじめ税関が指定したファイル形式・項目の 並び順で所在地及び名称等の一覧を作成し、 「申告添付登録(MSX)」業務にて添付
6	運送場所の所在地4(ビル名ほか)	an	70	2 1	ロ その場所の名称又は当該運送 契約によりその場所において貨物 の引渡しを受ける者の氏名若しく は名称	・「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務及び「海上簡易輸入申告(SDC)」業務では、 運送場所の所在地をまとめて入力できる欄 (105桁)を設ける予定



変更概要②(続き)

【共通部】

第1回通関業務SWG提示済 (赤字箇所変更)

項番	項目名	属性	桁数	繰返 し数	入力内容	入力条件
7	名称等識別	an	1	2 1	施行令 59条1項5号柱書の条件に該当する場合に、同号口に規定されている、貨物が運送される場所の名称等を入力する 《施行令59条1項5号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可(中略)がされた後に運送される場所が定められている場合(その場所が二以	項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、以下のいずれかを必須入力・項番®「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合…「1」を入力・項番®「運送場所の名称等」欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合…「2」を入力
8	運送場所の名称等	an	70	2 1	上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。)には、次に掲げる事項イ その場所の所在地口 その場所の名称又は当該運送契約に	項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を 入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選 択した内容の <u>名称等を必須入力</u>
9	電話番号	an	11	1	よりその場所において <u>貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</u>	項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を 入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選 択した内容に係る <u>電話番号を任意入力</u>



変更概要②(続き)

【欄部】

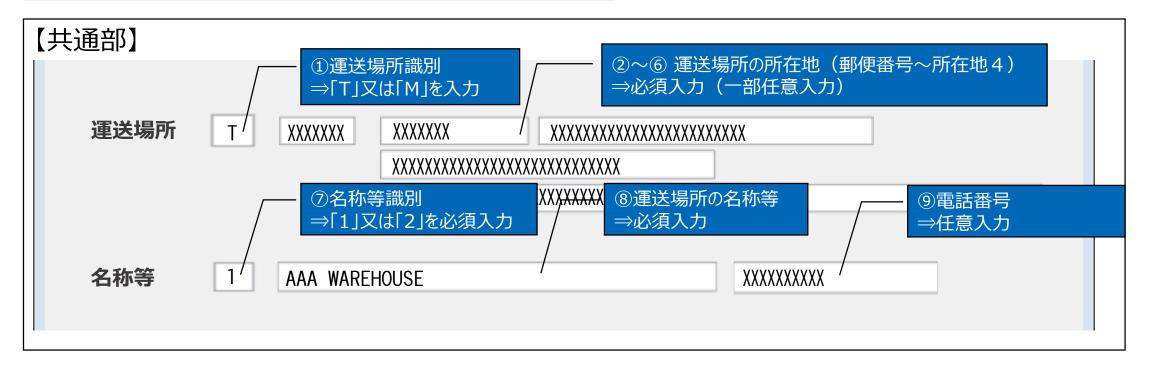
第1回通関業務SWG提示済 (提案取り下げ)

項番	項目名	属性	桁数	繰返 し数	入力内容	入力条件
9	確認	an	合て	、又は輸 <i>。</i> いない場合	項番①~⑧の運送場所の所在地及び名称等は2か所入力が可能であるため、どちらの運送場所に該当するのか判別できるよう、識別番号を入力する。 「た、入りすべき運送場所に300円 は、対したのか、運送場所に入力したのか、運送場所を記載した書類を「申告添付登録(MSX)」業務で添付したのか判別できるよう、識別番号を入力する。 と同じ運送場所に該当する場合(「運送場所識別」欄の「C」当)は入力しない	・繰返し1の運送場所に該当する場合…「1」を入力 ・繰返し2の運送場所に該当する場合…「1」を入力 ・繰返し2の運送場所に該当する場合…「2」を入力 ・経環記事権に入力した運送場所に該当する場合…「3」を入力 上記1~1に該当する運送場所が複数ある場合…「4」を入力 ・MS X業務で、添付した運送場所に該当する場合(一部の貨物で上記1~3に該当する運送場所が複数ある場合を含む)… 「5」を入力(※) ※「5」が入力されていた場合、GY判定表示を行う予定(区分1(簡易審査扱い)となった場合に、輸入申告控及び輸入許可通知書の審査区分欄に「1Y」を表示) ただし、繰返し2の「運送場所識別」欄をブランクにした場合は、運送場所が1か所しかないことが判別可能であるため、入力不要とすることを予定している



変更概要②(続き)

「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合の入力例



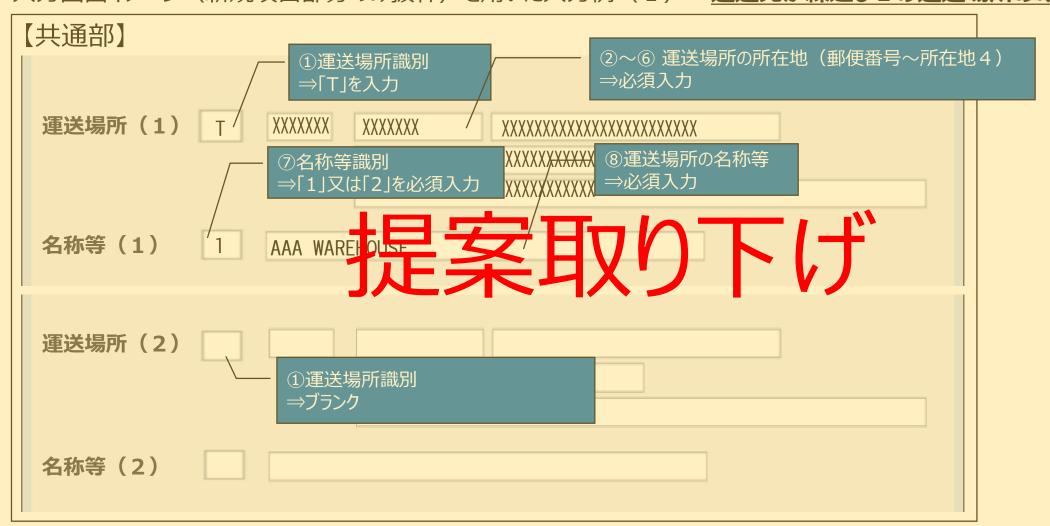
- 運送場所識別欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所と異なる場所に運送される輸入申告貨物のうち主たる貨物の運送先1か所について入力する。その他の運送先については、運送場所の所在地及び名称等を一覧にしてMSX業務で添付する。
- MSX業務で添付するファイルは、あらかじめ税関が指定するファイル形式・項目の並び順で作成する。
- (注)上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある



変更概要② (続き)

第1回通関業務SWG提示済 (提案取り下げ)

入力画面イメージ(新規項目部分のみ抜粋)を用いた入力例(1)~**運送先が繰返し1の**

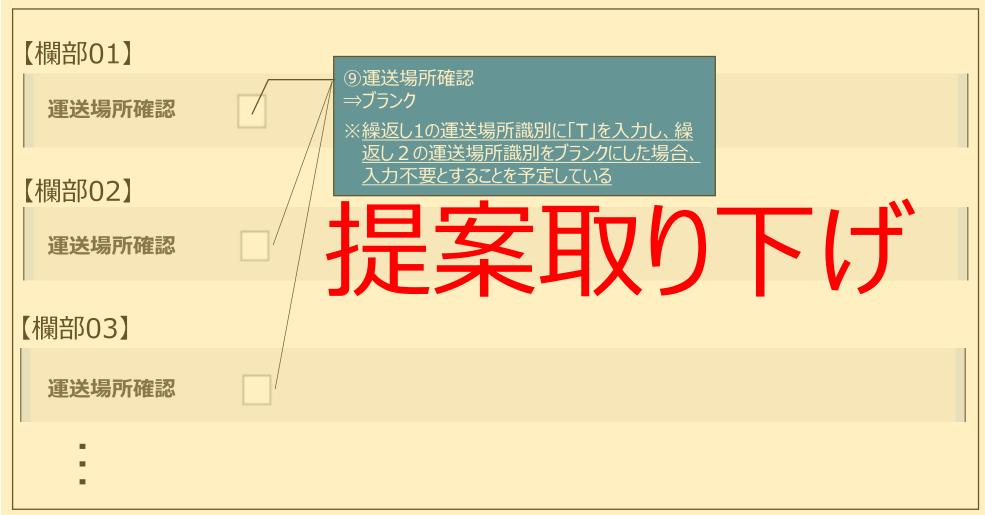




変更概要②(続き)

第1回通関業務SWG提示済 (提案取り下げ)

入力画面イメージ(新規項目部分のみ抜粋)を用いた入力例(1)~**運送先が繰返し1の**週

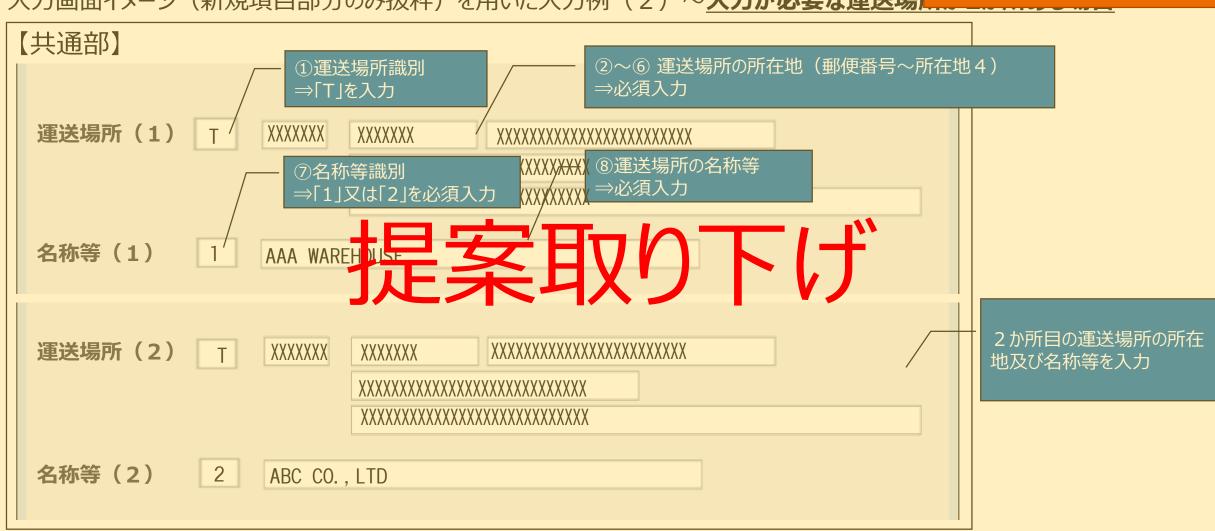




変更概要② (続き)

第1回通関業務SWG提示済 (提案取り下げ)

入力画面イメージ(新規項目部分のみ抜粋)を用いた入力例(2)~**入力が必要な運送場**





変更概要②(続き)

第1回通関業務SWG提示済 (提案取り下げ)

入力画面イメージ(新規項目部分のみ抜粋)を用いた入力例(2)~**入力が必要な運送場**標

【欄部01】 9運送場所確認 ⇒「1」又は「2」を入力 運送場所確認 ※ 共通部に入力した運送場所が2か所あるので、 どちらの運送場所に紐づくのか判別できるよう各 欄毎に入力する。 【欄部02】 提案取り下げ 1 運送場所確認 【欄部03】 2 運送場所確認



変更概要②(続き)

運送先条件の入力パターン例は下記の表の通り

No	運送先の 数(注)	運送場所	項番① 「運送場所 識別」欄	項番②~⑨ 運送場所の所在 地及び名称等	MSX添付の有無
1	1 力所	輸入者住所とは異なる場合	Т	<u>入力必要</u>	添付不要
2		輸入者住所と同じ場合	С	入力不要	添付不要
3	2 力所	運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	М	<u>入力必要</u>	残り1か所の運送場所の所在地及び名 称等をMSX業務にて添付
4		運送先の1つが輸入者住所と同じ 場合	Т	<u>入力必要</u>	添付不要
5	3 カ所	運送先が3か所で、運送先全てが 輸入者住所とは異なる場合	М	<u>入力必要</u>	残り2か所の運送場所の所在地及び名 称等をMSX業務にて添付
6		運送先が3か所で、運送先の1つ が輸入者住所と同じ場合	М	<u>入力必要</u>	残り2か所のうち、輸入者住所と異なる 運送先1か所について、所在地及び名 称等をMSX業務にて添付
7	定め 無し	輸入許可後の運送先が定められて いない場合	N	入力不要	添付不要

(注) 貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められている場合



変更概要②(続き)

運送先条件の入力パターン例は下記の表の通り

第1回通関業務SWG提示済 (提案取り下げ)

٠.	迁忆		/ / / / / / / / / / /		「近来なり」が)					
	No	運送先の数	運送場所	運送場所 【共通部】 【欄部】 運送場所識別欄 運送場所確認欄						
		(注) ————		繰返し1	繰返し2	1欄目	2欄目	3欄目	4欄目	備考
	1	1力所	輸入者住所とは異なる場合	Т	ブランク	ブランク	ブランク	ブランク	ブランク	
	2		輸入者住所と同じ場合	С	ブランク	ブランク	ブランク	ブランク	ブランク	
	3	2 カ所	運送先全てが輸入者住所とは 異なる場合	案	可又	1		²	2	1・2欄目の貨物が繰返し 1の運送場所、3・4欄目 の貨物が繰返し2の運送 場所に該当する場合
	4		運送先の1つが輸入者住所と 同じ場合	7	С	1	1	ブランク	ブランク	3・4欄目の貨物の運送 先が輸入者住所と同じ場合
	5	3 加所 以上	運送先が3か所で、運送先全 てが輸入者住所とは異なる場 合(3か所目を税関記事欄に 入力した場合)	Т	Т	1	1	2	3	4欄目の貨物が税関記事欄の運送場所に該当する場合
	6		運送先が3か所で、運送先の 1つが輸入者住所と同じ場合	T	Т	1	1	2	ブランク	4欄目の貨物の運送先が 輸入者住所と同じ場合

(注)貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められている場合(次スライドも同様)



変更概要②(続き)

運送先条件の入力パターン例 (続き)

第1回通関業務SWG提示済 (提案取り下げ)

XE &	-707011		(」に末れなり「V)						
No	運送先の数	運送場所	【共通部】 運送場所識別欄		【欄部】 運送場所確認欄				
	(注)		繰返し1	繰返し2	1欄目	2欄目	3欄目	4欄目	備考
7	3 カ所 以上	運送先が4か所で、運送先全てが 輸入者住所とは異なる場合(3か 所目を税関記事欄に入力、4か所 目をMSX添付)	Т	Т	1	2	3	5	3欄目の貨物が税関記 事欄、4欄目の貨物が MSX添付に該当する 場合
8		・運送先が4か所で、運送 先	案]	取)		† *	4	4欄目の貨物について 運送先が2か所あり、 繰返し2と税関記事欄 の運送場所に該当する 場合
9		・運送先が5か所で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合(3・4か所目を税関記事欄に入力、5か所目をMSX添付) ・1つの欄の貨物に複数の運送先がある場合	Т	Т	1	1	3	5	4欄目の貨物について 運送先が3か所あり、 繰返し2、税関記事欄 及びMSX添付の運送 場所に該当する場合
10	定め 無し	輸入許可後の運送先が定められて いない場合	N	ブランク	ブランク	ブランク	ブランク	ブランク	



変更概要②(続き)

【共通部】

第1回通関業務SWG提示済

項番	項目名	属性	桁数	繰返 し数	入力内容	入力条件
	通販貨物等 識別	an	1	1	施行令59条1項6号柱書の条件に該当するか否かを入力する 《施行令59条1項6号》 貨物が、通信販売(中略)により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別イ、口(略)	施行令59条1項6号柱書の条件に該当する通販貨物である場合…「1」を入力 ⇒ 項番⑪「プラットフォーム等コード」欄を必須入力(「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合は、⑫「プラットフォーム名等」欄も必須入力) 施行令59条1項6号柱書の条件に該当しない貨物の場合は、以下のいずれかを入力・FS利用貨物である場合…「2」を入力・その他の貨物である場合…「3」を入力・その他の貨物である場合…「3」を入力 ※ FS利用貨物…フルフィルメントサービス(ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス)を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物



変更概要②(続き)

【共通部】

第1回通関業務SWG提示済

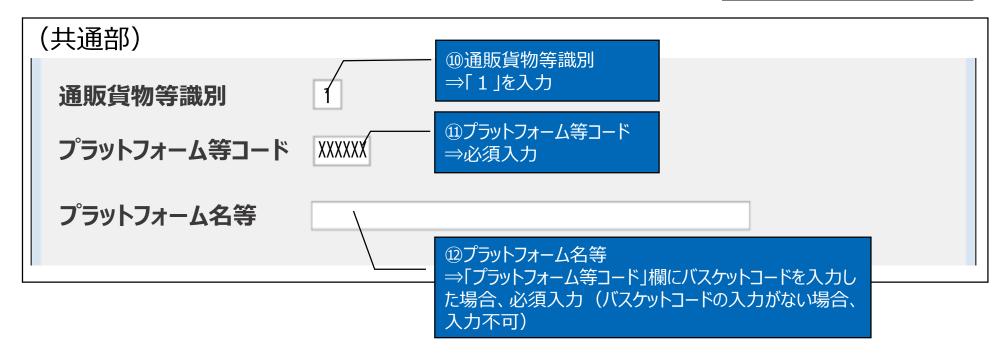
項番	項目名	属性	桁数	繰返 し数	入力内容	入力条件
(1)	プラットフォー ム等コード	an	6	1	施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当する場合に、同項 7 号に規定されている、通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を入力する 《施行令 59条 1 項 7 号》 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム(中略)の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当	項番⑩「通販貨物等識別」欄に「1」を入力した場合、必須入力(予め示すコード表にて入力を想定) ⇒ あらかじめシステムに登録されていた名称等が入力補完される(当該欄にバスケットコードを入力した場合を除く) (項番⑩「通販貨物等識別」欄に「2」を入力した場合は任意入力可、「3」を入力した場合は入力不可)
12)	プラットフォー ム名等	an	70	1	該貨物の販売者の氏名若しくは名称	項番⑩「通販貨物等識別」欄に「1」又は「2」を入力した場合で、項番⑪「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合、必須入力(バスケットコードの入力がない場合、入力不可) (項番⑩「通販貨物等識別」欄に「3」を入力した場合は入力不可)



変更概要②(続き)

第1回通関業務SWG提示済

入力画面イメージ(新規項目部分のみ抜粋)を用いた入力例(3)~<u>通販貨物に該当する場合</u>





変更概要③

第1回通関業務SWG提示済 (赤字箇所変更)

- 新規項目の内容は帳票にも出力されるため、各帳票のレイアウトが変更となる
- 「輸入許可通知-A」、「特例申告控-A」等の帳票(以下「レイアウトA」という)は、出力枚数を1枚に収める必要があるため、出力条件を追加する

現行におけるレイアウトAの出力条件

全欄の内国消費税が2科目以下

納期限延長ではない

BP承認申請ではない

輸入申告等と併せて原産地証明書提出猶予申請、原産 品申告書提出猶予申請を行っていない

たばこ特定販売業者登録番号が出力されない

石油石炭税特例納付扱い承認番号が出力されない

欠減控除対象品目の入力がない

追加となるレイアウトAの出力条件

B/L番号の入力が繰返し2つ以下(海上のみ)

輸入承認証等識別の入力が繰返し6つ以下

包括評価申告受理番号の入力がない

以下の新規項目の入力が1か所以下

- ・運送場所の所在地 (郵便番号)
- ・運送場所の所在地 1 (都道府県)
- ・運送場所の所在地2首制で対付(行政区名))
- ・運送場所の所在地 3 (町域名・番地)
- ・運送場所の所在地4 (ビル名ほか)
- ・運送場所の名称等
- ※「輸入許可通知-B」、「特例申告控-B」等の帳票(レイアウトB)、「輸入許可通知-C」、「特例申告控-C」等の帳票(レイアウトC)も新規項目が出力されるようになるため、レイアウトが変更となる(出力条件の変更はない)



第1回通関業務SWG提示済 (赤字箇所変更)

変更概要③ (続き)

- 変更後のレイアウトAの出力イメージは以下の通り(赤枠内が、今回追加となる項目の出力位置)
- 運送場所の所在地及び名称等を2か所入力する場合は、レイアウト-B又はCで出力される



3. 参考 申告項目追加に係る政令改正内容



関税法施行令 第五十九条(輸入申告の手続)

第1回通関業務SWG提示済

- 一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 五 貨物に係る運送契約において、輸入の許可(法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引 き取られる貨物については、その承認)がされた後に運送される場所が定められている場合(その場所が二以上ある場合には最後に運送される場 所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。)には、次に掲げる事項
- イ その場所の所在地
- □ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称
- 六 貨物が、通信販売(商品を販売する者(以下この号及び次号において「販売者」という。)が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格 その他の条件(以下この号及び次号において「販売条件」という。)を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいず れかの方法により行われるものをいう。同号において同じ。)により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別
 - イ 商品を購入する者(以下この号及び次号において「購入者」という。)が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当 該電子計算機を用いて送信することによつて当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対し て行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことによ り、商品が販売される方法
 - 取売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行っことにより、商品が販売される方法
- 七 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム(電子計算機を用いた情報処理により構築 され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件 を提示し、かつ、購入者が販売者に対して売買契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。)の名称若しくは名称に代わるものとして当 該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若し くは名称

<2023年5月12日公布>